

I. 水質汚濁に係る環境基準

1.公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として水質汚濁に係る環境基準が、ダイオキシン類対策特別措置法によりダイオキシン類の環境基準が定められています。

また、人の健康の保護に関連する物質、生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとして要監視項目が定められています。

表1 人の健康の保護に関する環境基準 昭和46年環告59号別表1

項目	基準値	項目	基準値
カリウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全アン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ぼう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

1.基準値は年間平均値とする。ただし、全アンに係る基準値については、最高値とする。
2.「検出されないこと」とは、環境基準の測定方法(昭和46年環告59号)による結果が定量限界を下回ることをいう。
3.海域については、ふっ素及びぼう素の基準値は適用しない。

表2 生活環境の保全に関する環境基準 昭和46年環告59号別表2

1河川(1)河川(湖沼を除く)

7

項目類型	AA	A	B	C	D	E
水素イオン濃度(pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	1mg/L以下	2mg/L以下	3mg/L以下	5mg/L以下	8mg/L以下	10mg/L以下
浮遊物質(SS)	25mg/L以下	25mg/L以下	25mg/L以下	50mg/L以下	100mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
溶存酸素量(DO)	7.5mg/L以上	7.5mg/L以上	5mg/L以上	5mg/L以上	2mg/L以上	2mg/L以上
大腸菌数	20CFU/ 100mL以下	300CFU/ 100mL以下	1,000CFU/ 100mL以下	-	-	-

1

項目類型	生物A	生物特A	生物B	生物特B
全亜鉛	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
ニルフェノール	0.001mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	0.03mg/L以下	0.02mg/L以下	0.05mg/L以下	0.04mg/L以下

(2)湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)
 7

項目類型	AA	A	B	C
水素イオン濃度(pH)	6.5以上8.5以下	6.5以上8.5以下	6.5以上8.5以下	6.0以上8.5以下
化学的酸素要求量(COD)	1mg/L以下	3mg/L以下	5mg/L以下	8mg/L以下
浮遊物質(SS)	1mg/L以下	5mg/L以下	15mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
溶存酸素量(DO)	7.5mg/L以上	7.5mg/L以上	5mg/L以上	2mg/L以上
大腸菌数	20CFU/100mL以下	300CFU/100mL以下	－	－

項目類型	I	II	III	IV	V
全窒素	0.1mg/L以下	0.2mg/L以下	0.4mg/L以下	0.6mg/L以下	1mg/L以下
全磷	0.005mg/L以下	0.01mg/L以下	0.03mg/L以下	0.05mg/L以下	0.1mg/L以下

項目類型	生物A	生物特A	生物B	生物特B
全亜鉛	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
ニルフェノール	0.001mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	0.03mg/L以下	0.02mg/L以下	0.05mg/L以下	0.04mg/L以下

項目類型	生物1	生物2	生物3
底層溶存酸素量	4.0mg/L以上	3.0mg/L以上	2.0mg/L以上

表3 ダイオキシン類対策特別措置法による環境基準 平成11年環告68号別表

媒体	基準値
水質(水底の底質の汚染を除く)	1pg-TEQ/L以下

1.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。
 2.水質(水底の底質の汚染を除く)基準値は年間平均値とする。

表4 要監視項目及び指針値(公共用水域) 平成21年環水大発091130004・環水大土発091130005号別表

項目	指針値	項目	指針値
クロホルム	0.06mg/L以下	イプロヘンホス(IPP)	0.008mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	クロロニトロフェン(CNP)	－
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	トルエン	0.6mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	キシレン	0.4mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
ダイアジン	0.005mg/L以下	ニッケル	－
フェントロキオン(MEP)	0.003mg/L以下	モリブデン	0.07mg/L以下
イプロキサチオン	0.04mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L以下
オキシン銅(有機銅)	0.04mg/L以下	クロロエチレン	0.002mg/L以下
クロロタリル(TPN)	0.05mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下	全マンガニ	0.2mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下	ウラン	0.002mg/L以下
ジクロロホス(DDVP)	0.008mg/L以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下 (暫定)※
フェノカルブ(BPMC)	0.03mg/L以下		

※PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

表5 水生生物保全要監視項目 淡水域(公共用水域) 平成25年環水大発1303272号

項目	指針値			
	生物A	生物特A	生物B	生物特B
クロホルム	0.7mg/L以下	0.006mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下
フェノール	0.05mg/L以下	0.01mg/L以下	0.08mg/L以下	0.01mg/L以下
ホルムアルデヒド	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
4-tert-オクチルフェノール	0.001mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.004mg/L以下	0.003mg/L以下
アニリン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
2,4-ジクロロフェノール	0.03mg/L以下	0.003mg/L以下	0.03mg/L以下	0.02mg/L以下

表 6 水域類型の指定状況

(1)河川

7

水域			該当 類型	基準達 成期間	備考	
					環境基準点	告示年月等
1	利根川上流(1)	谷川橋から上流	AA	イ	1 広瀬橋	昭和 47 年環告 7 号
2	利根川上流(2)	谷川橋から久呂保橋まで	A	イ	2 月夜野橋	
3	利根川上流(3)	久呂保橋から群馬大橋まで	A	ロ	3 大正橋	
4	利根川上流(4)	群馬大橋から坂東大橋まで	A	イ	4 群馬大橋	
5	利根川中流	坂東大橋から江戸川分岐点まで	A	イ	5 福島橋	昭和 46 年閣議決定
					6 坂東大橋	
6	渡良瀬川上流	足尾ダムから赤岩用水取水口まで	A	イ	7 利根大堰	昭和 45 年閣議決定
					8 高津戸	
7	渡良瀬川(1)	赤岩用水取水口から桐生川合流点まで	A	イ	9 赤岩用水取水口	昭和 48 年環告 21 号
8	渡良瀬川(2)	桐生川合流点から袋川合流点まで	A	イ	10 葉鹿橋	平成 22 年環告 46 号
9	渡良瀬川(3)	袋川合流点から新開橋まで	B	ハ	11 渡良瀬大橋	昭和 48 年環告 21 号
10	神流川(1)	入沢谷川合流点から上流	A	イ	12 森戸橋	
11	神流川(2)	入沢谷川合流点から笹川合流点まで	A	ロ	13 藤武橋	
12	神流川(3)	笹川合流点から烏川合流点まで	A	イ	14 神流川橋	平成 15 年環告 35 号
13	桃の木川	全域	B	ロ	15 笄井橋	昭和 46 年閣議決定
14	広瀬川	荒砥川及び粕川を除く全域	B	ロ	16 中島橋	
15	荒砥川	全域	A	ロ	17 奥原橋	
16	粕川	全域	A	ロ	18 保泉橋	
17	早川上流	両毛線鉄橋から上流	A	ロ	19 早川橋	
18	早川下流	両毛線鉄橋から利根川合流点まで	B	ロ	20 前島橋	
19	石田川上流	大川との合流点から上流	A	ロ	21 大川合流前	
20	石田川下流	大川との合流点から利根川合流点まで	B	ロ	22 古利根橋	
21	休泊川	全域	C	ロ	23 泉大橋	
22	赤谷川	全域	AA	イ	24 小袖橋	平成 22 年群告 97 号
23	片品川上流	太田橋(鎌田)から上流	AA	イ	25 桐の木橋	昭和 48 年群告 138 号
24	片品川下流	太田橋から利根川合流点まで	AA	イ	26 二恵橋	平成 22 年群告 97 号
25	烏川上流	森下橋(上里見)から上流	AA	イ	27 烏川橋	
26	烏川下流	森下橋から利根川合流点まで	B	ロ	28 岩倉橋	昭和 48 年群告 138 号
27	碓氷川上流	鉾泉橋(磯部)から上流	A	イ	29 中瀬橋	
28	碓氷川下流	鉾泉橋から烏川合流点まで	B	ロ	30 鼻高橋	
29	鐺川	全域	A	ロ	31 鐺川橋	
30	井野川上流	早瀬川合流点から上流	B	ロ	32 浜井橋	
31	井野川下流	早瀬川合流点から烏川合流点まで	C	イ	33 鎌倉橋	平成 7 年群告 682 号
32	桐生川上流	観音橋(梅田一丁目)から上流	A	イ	34 観音橋	昭和 48 年群告 522 号
33	桐生川下流	観音橋から渡良瀬川合流点まで	A	イ	35 境橋	平成 27 年群告 151 号
34	矢場川	全域	C	ロ	36 落合橋	昭和 48 年群告 522 号
35	谷田川	全域	C	ロ	37 合の川橋	
36	鶴生田川	全域	C	ロ	38 岩田橋	
37	吾妻川上流	陣出橋から上流	A	イ	39 新戸橋	平成 6 年群告 206 号
38	吾妻川下流	陣出橋から利根川合流点まで	A	イ	40 吾妻橋	

1.「イ」は、環境基準を直ちに達成。
2.「ロ」は、環境基準を 5 年以内で可及的速やかに達成。
3.「ハ」は、環境基準を 5 年を超える範囲で可及的速やかに達成。
4.吾妻川に係る pH については、当分の間適用しない。
5.井野川下流の当初の指定は D-ロ(昭和 48 年群告 138 号)
6.神流川(3)の当初の指定は B-イ(昭和 48 年環告 21 号)
7.環境基準点「赤岩用水取水口」は、類型当てはめ水域である「渡良瀬川上流」及び「渡良瀬川(1)」の両水域における環境基準点として、それぞれの環境基準達成の評価に用いている。

水域			該当 類型	基準達 成期間	備考		
					環境基準点		告示年月等
1	利根川上流	坂東大橋より上流	生物 A	イ	1	広瀬橋	平成 21 年 環告 14 号
					2	月夜野橋	
					3	大正橋	
					4	群馬大橋	
					5	福島橋	
2	利根川 中・下流	坂東大橋より下流	生物 B	イ	6	坂東大橋	
					7	利根大堰	
3	渡良瀬川上流(1)(2)	袋川合流点より上流	生物 A	イ	8	高津戸	
					9	赤岩用水取水口	
					10	葉鹿橋	
4	渡良瀬川(3)(4)	袋川合流点より下流	生物 B	イ	11	渡良瀬大橋	
5	神流川	全域	生物 A	イ	12	森戸橋	
					13	藤武橋	
					14	神流川橋	
6	桃の木川	全域	生物 B	イ	15	筑井橋	平成 22 年 群告 71 号
7	広瀬川	全域	生物 B	イ	16	中島橋	
8	荒砥川	全域	生物 B	イ	17	奥原橋	
9	粕川	全域	生物 B	ハ	18	保泉橋	
10	早川	全域	生物 B	ロ	19	早川橋	
					20	前島橋	
11	石田川	全域	生物 B	イ	21	大川合流前	
					22	古利根橋	
12	休泊川	全域	生物 B	ロ	23	泉大橋	
13	赤谷川	全域	生物 A	イ	24	小袖橋	
14	片品川	全域	生物 A	イ	25	桐の木橋	
					26	二恵橋	
15	烏川上流	森下橋より上流	生物 A	イ	27	烏川橋	
16	烏川下流	森下橋より利根川合流点まで	生物 B	ロ	28	岩倉橋	
17	碓氷川上流	鉾泉橋より上流	生物 A	イ	29	中瀬橋	
18	碓氷川下流	鉾泉橋より烏川合流点まで	生物 B	ロ	30	鼻高橋	
19	鐺川上流	比佐里橋より上流	生物 A	イ	31	只川橋	
20	鐺川下流	比佐里橋より下流	生物 B	イ	32	鐺川橋	
					33	浜井橋	
21	井野川	全域	生物 B	イ	34	鎌倉橋	
					35	観音橋	
22	桐生川	全域	生物 A	イ	36	境橋	
					37	合の川橋	
23	谷田川	全域	生物 B	イ	38	岩田橋	
24	鶴生田川	全域	生物 B	イ	39	新戸橋	
					40	吾妻橋	
25	吾妻川	全域	生物 A	イ			平成 22 年 群告 273 号
26	矢場川	全域	生物 B	イ	41	落合橋	

1.「イ」は、環境基準を直ちに達成。

2.「ロ」は、環境基準を 5 年以内で可及的速やかに達成。

3.「ハ」は、環境基準を 5 年を超える範囲で可及的速やかに達成。

4.広瀬川の水域が「全域」としているが、アの表に掲げる水域と同一の水域を示す。

(2)湖沼

7

水域			該当類型	基準達成期間	備考		
					環境基準点		告示年月等
1	赤城大沼	全域	湖沼 A	ロ	1	湖心	昭和 48 年群告 522 号
2	榛名湖	全域	湖沼 A	イ	2	湖心	
3	尾瀬沼	全域	湖沼 A	イ	3	湖心	
4	矢木沢ダム(奥利根湖)	全域	湖沼 A	イ	4	湖心	平成 15 年環告 35 号
5	奈良俣ダム(ならまた湖)	全域	湖沼 A	イ	5	湖心	
6	藤原ダム(藤原湖)	全域	湖沼 A	イ	6	湖心	
7	草木ダム(草木湖)	全域	湖沼 A	イ	7	湖心	
8	下久保ダム(神流湖)	全域	湖沼 A	イ	8	湖心	
9	相俣ダム(赤谷湖)	全域	湖沼 A	イ	9	湖心	平成 17 年群告 228 号
10	菌原ダム(菌原湖)	全域	湖沼 A	イ	10	湖心	
11	桐生川ダム(梅田湖)	全域	湖沼 A	イ	11	湖心	
12	須田貝ダム(洞元湖)	全域	湖沼 A	イ	12	湖心	平成 21 年環告 14 号

- 1.「イ」は、環境基準を直ちに達成。
2.「ロ」は、環境基準を 5 年以内で可及的速やかに達成。
3.尾瀬沼については BOD についても考慮する。

イ

水域			該当類型	基準達成期間	備考		
					環境基準点		告示年月等
1	赤城大沼	全域	Ⅱ	ロ	1	湖心	昭和 61 年群告 935 号
2	榛名湖	全域	Ⅱ	ロ	2	湖心	
3	矢木沢ダム(奥利根湖)	全域	Ⅱ	イ	3	湖心	
4	奈良俣ダム(ならまた湖)	全域	Ⅰ	イ	4	湖心	平成 15 年環告 35 号
5	藤原ダム(藤原湖)	全域	Ⅱ	イ	5	湖心	
6	草木ダム(草木湖)	全域	Ⅲ	イ	6	湖心	
7	下久保ダム(神流湖)	全域	Ⅲ	イ	7	湖心	
8	相俣ダム(赤谷湖)	全域	Ⅲ	イ	8	湖心	
9	菌原ダム(菌原湖)	全域	Ⅲ	イ	9	湖心	平成 17 年群告 228 号
10	桐生川ダム	全域	Ⅲ	イ	10	湖心	
11	須田貝ダム(洞元湖)	全域	Ⅱ	ニ	11	湖心	平成 21 年環告 14 号

- 1.全室科については、当分の間適用しない。
2.「イ」は、環境基準を直ちに達成。
3.「ロ」は、環境基準を 5 年以内で可及的速やかに達成。
4.「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。(平成 25 年度までの暫定目標、全室素 0.29mg/L 全磷 0.018 mg/L)

ウ

水域			該当類型	基準達成期間	備考		
					環境基準点		告示年月等
1	矢木沢ダム(奥利根湖)	全域	湖沼生物 A	イ	1	湖心	平成 21 年環告 14 号
2	奈良俣ダム(ならまた湖)	全域	湖沼生物 A	イ	2	湖心	
3	藤原ダム(藤原湖)	全域	湖沼生物 A	イ	3	湖心	
4	草木ダム(草木湖)	全域	湖沼生物 A	イ	4	湖心	
5	下久保ダム(神流湖)	全域	湖沼生物 A	イ	5	湖心	
6	赤城大沼	全域	湖沼生物 A	イ	6	湖心	平成 22 年群告 71 号
7	榛名湖	全域	湖沼生物 A	イ	7	湖心	
8	相俣ダム(赤谷湖)	全域	湖沼生物 A	イ	8	湖心	
9	菌原ダム(菌原湖)	全域	湖沼生物 A	イ	9	湖心	
10	桐生川ダム(梅田湖)	全域	湖沼生物 A	イ	10	湖心	
11	尾瀬沼	全域	湖沼生物 A	イ	11	湖心	平成 22 年群告 345 号

- 1.「イ」は、環境基準を直ちに達成。

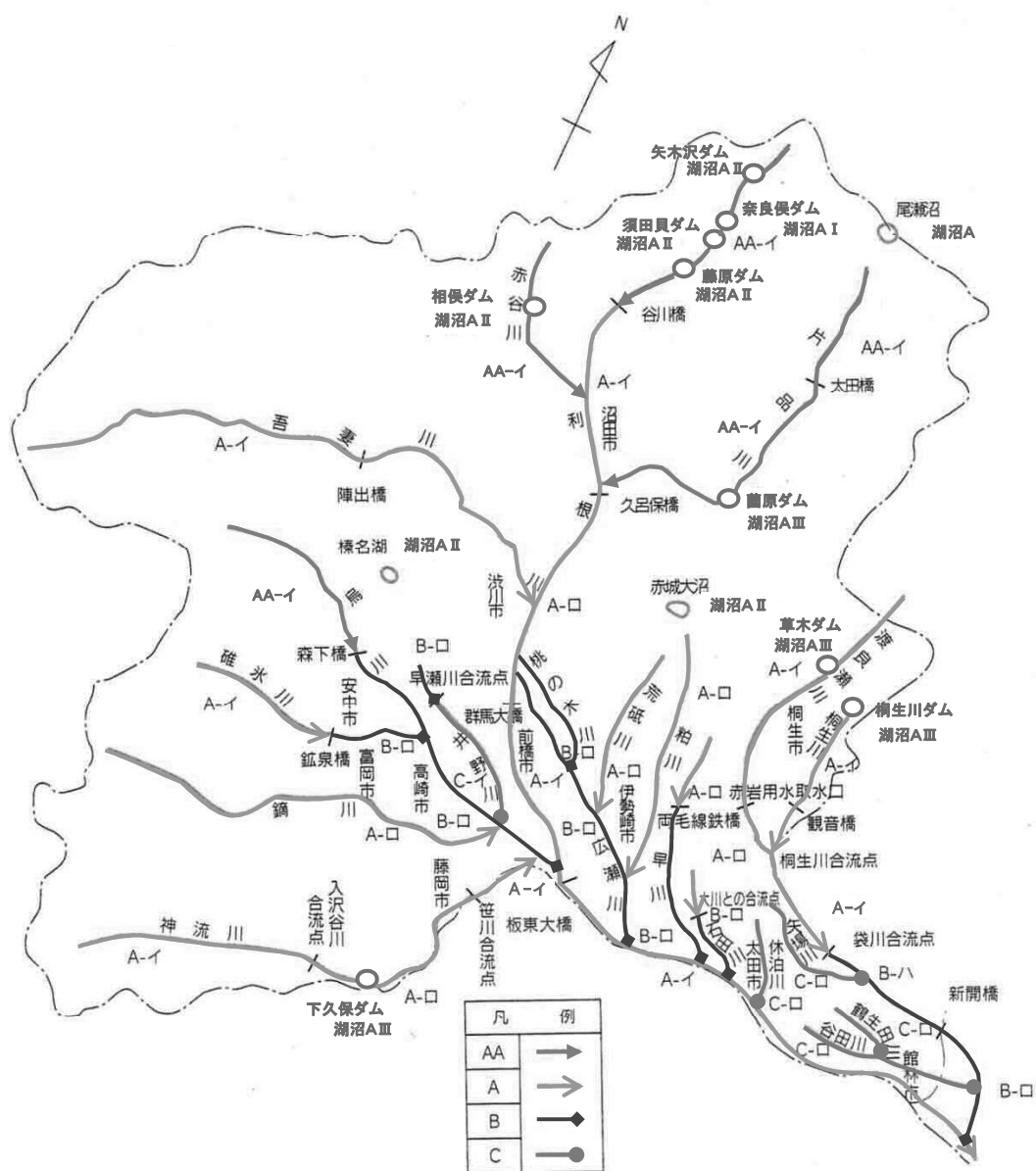


図1 水域類型状況図(河川 ア)

2.地下水の水質汚濁に係る環境基準

すべての地下水につき、直ちに達成され維持されるように努めるものとして、地下水の水質汚濁に係る環境基準が、ダイオキシン類対策特別措置法によりダイオキシン類の環境基準が定められています。

また、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとして要監視項目が定められています。

表1 地下水の水質汚濁に係る環境基準 平成9年環告10号別表

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

- 1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2.「検出されないこと」とは、環境基準の測定方法(平成9年環告10号)による結果が定量限界を下回ることをいう。

表2 ダイオキシン類対策特別措置法による環境基準 平成11年環告68号別表

媒体	基準値
水質(水底の底質の汚染を除く)	1pg-TEQ/L以下

- 1.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。
2.水質(水底の底質の汚染を除く)基準値は年間平均値とする。

表3 要監視項目及び指針値(地下水) 平成21年環水大水発091130004・環水大土発091130005号別表

項目	指針値	項目	指針値
クロホルム	0.06mg/L以下	イプロボンホス(IPP)	0.008mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	クロロニトロフェン(CNP)	－
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	トルエン	0.6mg/L以下
イソキサゾン	0.008mg/L以下	キシレン	0.4mg/L以下
ダイアジン	0.005mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003mg/L以下	ニッケル	－
イプロチオン	0.04mg/L以下	モリブデン	0.07mg/L以下
オキシ銅(有機銅)	0.04mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L以下
クロタニル(TPN)	0.05mg/L以下	エピクロヒドリン	0.0004mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下	全マンガן	0.2mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下	ウラン	0.002mg/L以下
ジクロルホス(DDVP)	0.008mg/L以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下 (暫定)※
フェノカルブ(BPMC)	0.03mg/L以下		

※PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。